

## 第 4 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 2 4 年 4 月 1 9 日 (木) 午後 2 時 0 0 分

場 所 津市美杉総合開発センター 1 階 会議室

出席部会委員 <sup>おおい</sup>25大井 <sup>かずし</sup>一司・<sup>かさい</sup>26笠井 <sup>かつみ</sup>克己・<sup>すずき</sup>27鈴木 <sup>てるまさ</sup>照正・<sup>たぐち</sup>28田口 <sup>よしのり</sup>慶則  
<sup>ほりかわ</sup>29堀川 <sup>ただしげ</sup>忠重・<sup>もろと</sup>30諸戸 <sup>よしあき</sup>善昭・<sup>たなか</sup>31田中 <sup>たけつぐ</sup>竹次・<sup>もりやま</sup>33守山 <sup>たかゆき</sup>孝之  
<sup>いけだ</sup>35池田 <sup>まさし</sup>昌司・<sup>もりた</sup>36森田 <sup>まさたか</sup>正孝・<sup>あかほり</sup>37赤堀 <sup>よしお</sup>嘉夫・<sup>なかがわ</sup>38中川 <sup>かずお</sup>和雄  
<sup>はぎの</sup>39萩野 <sup>ただし</sup>忠司・<sup>むかいだ</sup>40向田 <sup>ただみ</sup>忠美・<sup>かたおか</sup>42片岡 <sup>まさいく</sup>眞郁

以上 1 5 名

欠席部会委員 <sup>はせがわ</sup>32長谷川 <sup>ひろし</sup>博・<sup>わたなべ</sup>48渡邊 <sup>てるかず</sup>晃一

出席部会員外委員 会長 野田 悟・34 浅井 競

議 長 第 2 農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 飯田事務局長・市川調整担当参事・中西担当副主幹

総合支所 久居：加賀主査 一志：片山担当主幹 白山：木下担当副主幹  
美杉：松永主査

議事録署名者 <sup>ほりかわ</sup>29堀川 <sup>ただしげ</sup>忠重・<sup>かたおか</sup>42片岡 <sup>まさいく</sup>眞郁

事 項

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について  
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について  
報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)  
報告第 4 号 農業生産法人の定期報告について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (農業委員会許可・所有権移転)  
議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可取消について (農業委員会許可)  
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可・  
所有権移転)  
議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可・  
使用貸借)  
議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定  
について <別冊>

## 議 事 の 大 要

議長 それでは、第4回第2農地部会を開会させていただきます。  
本日欠席委員ですけど、長谷川委員、渡邊委員が欠席しておりますので、よろしくお願ひします。  
議事録署名委員に、29番 堀川委員・42番 片岡委員、御兩人よろしくお願ひします。  
まず初めに、会長の専決等の報告事項から入ります。報告第1号から報告第4号につきまして事務局より一括して報告を願ひします。  
それでは、事務局よろしくお願ひします。

事務局 議案書の1ページをお願ひいたします。  
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。  
番号1、地区 栗葉、借り人 \_\_\_\_\_、貸し人 \_\_\_\_\_、申請地 稲葉町社宮司\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、面積 3,920㎡。  
これにつきましては、農用地利用権設定を貸し人、借り人の双方の合意に基づき解約をいたしたものであります。  
他の2番から17番についても同じく利用権設定を合意解約いたしたものであります。  
以上、件数は17件で、44,627㎡、その内容は田44,135㎡、畑492㎡であります。  
4ページをお願ひいたします。  
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。  
番号1、地区 久居、届出者\_\_\_\_\_、届出地 久居小野辺町城ノ越\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 214㎡、外17筆で、合計面積 11,315.61㎡、取得年月日 平成23年1月17日、取得事由 \_\_\_\_\_から相続、あっせん等の希望はございません。  
番号2、地区 栗葉 届出者 \_\_\_\_\_、届出地 庄田町宮東\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 239㎡、外2筆で、合計面積 758㎡。取得年月日 平成22年10月20日、取得事由 \_\_\_\_\_から相続、あっせん等の希望はございません。  
番号3、地区 大三 届出者\_\_\_\_\_、届出地 白山町二本木沖広\_\_\_\_\_番、台帳地目 畑・現況地目 宅地、面積 492㎡、合計面積 2,036.54㎡ 取得年月日 平成23年10月24日、取得事由 \_\_\_\_\_から相続、あっせん等の希望はございません。  
以上、件数は3件で14,110.15㎡、内容は田が4,760㎡、畑 6,556.15㎡、その他2,794㎡でございます。  
6ページをお願ひいたします。  
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。  
番号1、地区 久居、譲受人 \_\_\_\_\_、譲渡人 \_\_\_\_\_、申請地 久居烏木町\_\_\_\_\_番、台帳地目田・現況地目雑種地、外2筆で、合計面積、面積 973.82㎡。

これにつきましては、受人は渡人より申請地を譲り受け、4区画の宅地を分譲しようとするものです。

番号2、地区 久居 譲受人 \_\_\_\_\_、譲渡人 \_\_\_\_\_、申請地 久居烏木町 \_\_\_\_\_番、台帳地目田・現況地目雑種地、外2筆で、合計面積 38.64㎡。

これにつきましては、譲受人は譲渡人が所有する土地との境界線沿いに、平成3年2月頃、車に乗り降りし易いよう、農地法の規定を知らず境界線沿いの申請地を整地してしまったものです。始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。

番号3、地区久居 譲受人 \_\_\_\_\_、譲渡人 \_\_\_\_\_、申請地 久居元町北出 \_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 396㎡。

これにつきましては、譲受人は譲渡人より申請地を譲り受け、一般住宅を建築しようとするものです。

番号4、地区 久居 譲受人 \_\_\_\_\_、譲渡人 \_\_\_\_\_、申請地 久居中町 \_\_\_\_\_番、台帳地目 田・現況地目 雑種地、面積 213㎡。

これにつきましては、譲受人は、譲渡人より申請地を譲り受け、駐車場として利用しようとするものです。

番号5、地区 久居 譲受人 \_\_\_\_\_、譲渡人 \_\_\_\_\_、申請地 久居野口町 \_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、面積664㎡。

これにつきましては、譲受人は、申請人より申請地を譲り受け、分譲住宅用地として宅地造成をしようとするものです。

以上、件数は5件で、2, 285.46㎡、内容は田1, 225.46㎡、畑1, 060㎡でございます。

次に7ページをお願いいたします。

報告第4号 農業生産法人の定期報告についてでございます。

番号1、法人名 \_\_\_\_\_、主たる農畜産物 和牛・米・麦、耕作面積田46ha、合計46ha。

以上、件数は1件で、組織形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべてを満たしているものと判断されます。

以上で説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございます。ただいま報告がありましたとおりですので、よろしく申し上げます。

それでは、議案事項に入らせていただきます。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局 恐れ入ります、8ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）、でございます。

番号1、地区 久居、譲受人 \_\_\_\_\_、面積 31,417㎡、譲渡人（競売）、申請地 戸木町卯の花 \_\_\_\_\_番、台帳地目 宅地・現況地目 畑、面積380.16㎡。

これにつきましては、譲受人 \_\_\_\_\_は、競売により当該申請地を取得しようとして本年3月、3条許可申請を行いました。その後、本年4月9日に担保不動産の競売の申立てが取下げられ、競売そのものがなくなりました。

従って、農業委員会受付が本月10日となり、本議案の訂正が間に合わなかったことから、番号1事案の削除訂正をお願いします。

番号2、地区 栗葉、譲受人 \_\_\_\_\_、面積 8,822.19㎡、譲渡人 \_\_\_\_\_、面積 8,817㎡、申請地 稲葉町中山\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,792㎡。

これにつきましては、労働力不足で営農を縮小しようとする譲渡人より、譲受人が耕作している農地の近隣である申請地を譲受、経営拡大をしようとするものであります。

番号3 地区 川口、譲受人 \_\_\_\_\_は、面積5,478㎡、譲渡人\_\_\_\_\_、面積2,022㎡、申請地 白山町川口関ノ宮\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、面積1,011㎡ 外1筆で、合計2,022㎡

これにつきましては、譲渡人は、平成元年、2年に資材置場として申請地を買受けたが、今回、自社所有地の土地利用計画を見直し、事業縮小しようとするため、譲受人が申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号4、地区大三、譲受人 \_\_\_\_\_、面積1,430㎡、譲渡人\_\_\_\_\_、面積6,523㎡、申請地 白山町二本木沖広\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、面積380㎡。

これにつきましては、兼業のため農業経営規模を縮小しようとする譲渡人が、経営を拡大しようとする譲受人に譲渡しようとするものです。

番号5、地区下之川、譲受人 \_\_\_\_\_、面積8,569㎡、譲渡人 \_\_\_\_\_、面積1,156㎡、申請地 美杉町下之川中津\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、面積234㎡ 外2筆で合計1,355㎡

これにつきましては、譲渡人が農業経営規模の縮小、および遠方に転出し耕作が困難になったため、経営を拡大しようとする譲受人に譲渡しようとするものです。

以上合計件数の4件で、合計面積は5,549㎡で、内容は田4,194㎡、畑1,355㎡です。

以上、議案第1号の各案につきましては、いずれの案件も、農業をまじめに行い、また農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局より説明がありましたが、現地に立ち会った地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1番からお願いします。

大井委員 13日に現地確認を行いました。競売ということで事務局の説明とおりでございます。よろしくをお願いします。

鈴木委員 13日に現地確認を実施しました。内容については事務局の説明どおりです。

池田委員	13日に現地確認を行いました。当時、資材置場に利用する目的で取得しましたが事業がなくなったため、農地として取得するものです。よろしくをお願いします。
森田委員	同じく13日に現地確認を行いました。場所は、二本木御衣田線から亀ヶ広へ抜けていく所にあります。詳細につきましては事務局の説明どおりでございますので、よろしくをお願いします。
向田委員	13日に現地確認を実施しました。事務局の説明どおりでございます。よろしくをお願いします。
議 長	地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。いかがですか。よろしいですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することを決定したいと思います。
	続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可取消願について（農業委員会許可）を議題とします。事務局、説明願います。
事 務 局	9ページをお願いいたします。 議案第2号 農地法第4条の規定による許可取消願について（農業委員会許可）でございます。 番号1、地区竹原、申請者_____、申請地 美杉町竹原田尻_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積955㎡。 これにつきましては、申請者は平成20年1月、茶畑であった当該地に桧の苗を植林しようと農地転用申請を行いました。その後、獣害により桧の苗は定植することができませんでした。 こうしましたことから、昨年12月に再び茶畑として再利用したいとの申出があったため、今般、許可の取消を行おうとするものです。 なお、この後の議案第5号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積により、賃貸借契約をしております。 案件は以上で、面積955㎡、地目は台帳地目・現況地目とも畑でございます。以上で説明を終わります。
議 長	ありがとうございます。ただいま事務局より説明がありましたが、現地に立

ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

萩野委員 許可後、植林をしましたが獣害がひどく定植しなかったが、今後、茶園として利用したいと要望があったので取り消ししますとのことです。

議 長 はい、ありがとうございました。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。いかがですか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については取消することを決定したいと思います。

引き続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）、を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局 恐れ入ります、10ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区川合、譲受人 \_\_\_\_\_、譲渡人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町八太笠井田 \_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、面積632㎡。

これにつきましては、前回の3月部会時に、延期となった案件でございます。譲受人は、譲渡人より申請地を譲受け、土砂、砂、碎石、仮設材等の土木建築資材置き場として利用しようとするものです。

前回、了承を得ていなかった水利組合等の了承もいただいております。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区川合、譲受人 \_\_\_\_\_、譲渡人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町八太欠ノ下 \_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、面積376㎡ほか6筆で、計3,507㎡。

これにつきましては、平成22年11月に当初計画者 \_\_\_\_\_ で許可を受けたもので、今回、 \_\_\_\_\_ が事業を承継し、新たに老人ホーム施設を建設しようとするものでございます。農地区分は第2種農地でございます。

番号3、地区家城、譲受人 \_\_\_\_\_、譲渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町南家城野添 \_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、面積499㎡。

これにつきましては、譲受人は現在借家住まいで手狭なため、祖父である譲渡人から申請地を譲受け、一般個人住宅を建設しようとするものであります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は3件で4,638㎡、その内訳は田1,131㎡、畑3,507㎡でございます。

いずれの案件も農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番をお願いします。

守山委員 番号1, 2と続けて説明します。番号1については、資材置場であることから、隣地の農地等へ風で資材が飛んだりしないように、防護ネットを張って飛散を防ぐようにしていただくということで、許可をしたいと思います。

番号2は、以前に\_\_\_\_\_で申請をしていたが、福祉事業の抽選がはずれたため、建設できないため事業を継承して転用を行うということです。特に問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。

浅井委員 番号3につきましては、祖父の土地を譲り受け、一般住宅と駐車場を建設するものです。場所は、\_\_\_\_\_の真南側で、排水路も確保されておりまして何ら問題ないものと思います。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することを決定したいと思います。続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）を議題にします。事務局、よろしくをお願いします。

事務局 11ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。

番号1、地区川合、借り人 \_\_\_\_\_、貸し人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町其村北浦\_\_\_\_\_番地、台帳地目・現況地目ともに畑、面積314㎡。

これにつきましては、借り人は、現在、津市内で借家住まいをしていますが、子どもの通学等、今後のことを考えると、両親の家の隣地に住居を構えたいとして、申請地に一般個人住宅を建設しようとするものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。以上件数は1件で314㎡、その内容は畑でございます。農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長 ありがとうございます。事務局から説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

守山委員	この案件ですが、貸し人は現在、別の所に住んでおり、将来を考えて両親の隣に新居を構えたいということで、母である貸し人の土地に一般住宅を新築するものです。隣地及び地元自治会の同意も得られていますので、よろしくご審議お願いします。
議 長	ありがとうございました。
議 長	地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見がありましたらお願いします。よろしいですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、お諮かりします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認め、議案第4号を許可いたします。
	引き続きまして、別冊としてお配りいたしました、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、説明願います。
事 務 局	<p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。</p> <p>表紙を1枚めくっていただいた集計表をご覧ください。</p> <p>右下の合計欄に掲げてありますように、今月は、総合計で、239件368,345.01㎡の集積がありました。</p> <p>その内容は、賃貸借と使用貸借及び所有権移転でございます。</p> <p>地区別の状況を、一番下の合計欄でご説明いたします。</p> <p>久居地区は、57件で111,950㎡、その内訳は、田が107,964㎡、畑が3,986㎡でございます。</p> <p>一志地区は、141件で191,641.01㎡、その内訳は、田が188,395.01㎡、畑が3,246㎡でございます。</p> <p>白山地区は、36件で60,011㎡、その内訳は、田60,011㎡でございます。</p> <p>美杉地区は、5件で4,743㎡、その内訳は、田が1,948㎡、畑が2,795㎡でございます。</p> <p>以上、合計で田の集積が、賃貸借と使用貸借及び所有権移転を合わせて358,318.01㎡で、畑の集積が、賃貸借と使用貸借を合わせて、10,027㎡で、総合計が239件で368,345.01㎡となっております。</p> <p>賃貸借と使用貸借及び所有権移転の内訳はご覧のとおりでございます。</p> <p>また、認定農業者への集積状況は106件で、309,058.31㎡となっております。</p>



以上で説明を終わります。ご審議のほど、宜しく申し上げます。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま、審議をいただきました議案第5号について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、本部会に付議されました議案はすべて終了いたしました。ありがとうございます。

これをもちまして、第4回第2農地部会を閉会します。

午後2時50分

上記は、第4回第2農地部会の議事を録したものである。

平成24年4月19日

議長

出席委員

出席委員